

# (仮称)旧上瀬谷通信施設 観光・賑わい地区開発事業

## 計画段階配慮の概要

令和8年4月20日  
三菱地所株式会社

## 本日の説明内容

1. 事業計画の概要
2. 地域の概況及び地域特性
3. 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

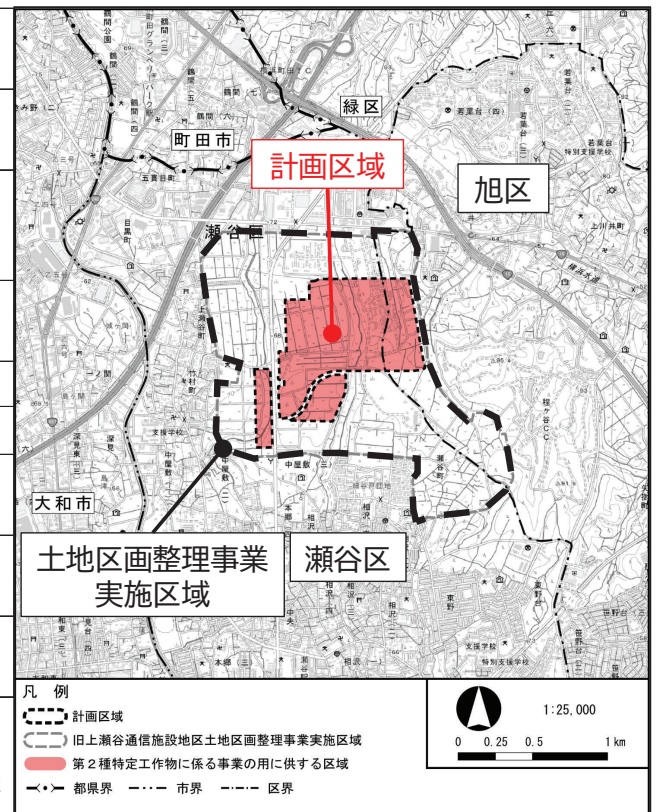
# 1. 事業計画の概要

## 事業の概要および計画区域

配慮書p1-1,1-2

4

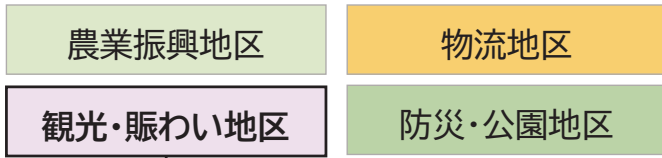
計画段階事業者の氏名	三菱地所株式会社 代表執行役 中島 篤
事業の名称	(仮称)旧上瀬谷通信施設 観光・賑わい地区開発事業
事業の種類、規模	運動施設、レクリエーション施設等の建設 第2種特定工作物の新設(遊園地) (第1分類事業)
	第2種特定工作物に係る事業の用に供する 区域の面積:約70.65ha 計画区域の面積:約70.65ha
計画区域	横浜市旭区上川井町、瀬谷区瀬谷町
事業計画に係る許可等の内容	【建築物の確認】 建築基準法第6条第1項
	【開発許可】 都市計画法第29条
図書作成の受託者	株式会社 三菱地所設計 代表取締役社長 谷澤 淳一



注)計画段階事業者は、三菱地所株式会社(代表事業者)、相鉄ホールディングス株式会社、東急不動産株式会社、東急株式会社、住友商事株式会社、高砂熱学工業株式会社、九州電力株式会社、株式会社クラフティア、大日本印刷株式会社、三菱倉庫株式会社、芙蓉総合リース株式会社の11社。

## 経緯

地権者や市民の意見をふまえて令和2年3月に策定された「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」(横浜市)にて、まちづくりの方針とともに以下の4地区からなる土地利用方針が定められた。

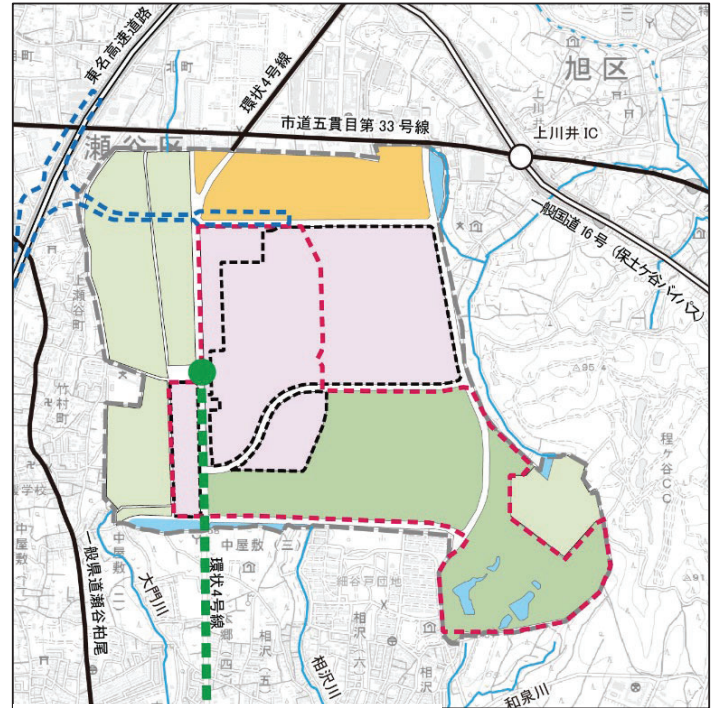


テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地し、国内外から人を呼び込む観光と賑わいの拠点を目指す

令和5年の公募にて事業予定者に選定された

## 目的

世界に誇るジャパンコンテンツとジャパンテクノロジーを活用したワールドクラスの次世代型テーマパークを核としたまちづくりを推進し、GREEN×EXPO 2027のレガシー継承を大切にしながら、「横浜の新たな活性化拠点」を創造する



- 本事業の計画区域
- 土地区画整理事業実施区域
- GREEN×EXPO2027 事業実施区域
- 新たな交通
- 新たなIC実施区域

# 事業コンセプト

～世界に誇るジャパンコンテンツとジャパンテクノロジーを活用した  
ワールドクラスの次世代型テーマパーク～



### 継承する価値

GREEN×EXPO2027の理念を継承し自然と持続的に調和するグリーンシティ

### 新たにつくる価値

ジャパンコンテンツと最先端のジャパンテクノロジーを活用した次世代型テーマパークを中心としたまちづくり

### 持続的なまちづくりを支える仕組み

未来の最適解を創る最先端GX・DX技術の実装とさらなる発展を目指すスマートシティ

## テーマパークゾーン 約514,000㎡

ジャパンコンテンツと最先端のジャパンテクノロジーを活用した次世代型テーマパークにより、いつ来ても新しい感動・興奮体験を来街者に提供し、恒常的なにぎわいを創出

## 駅前ゾーン 約70,000㎡

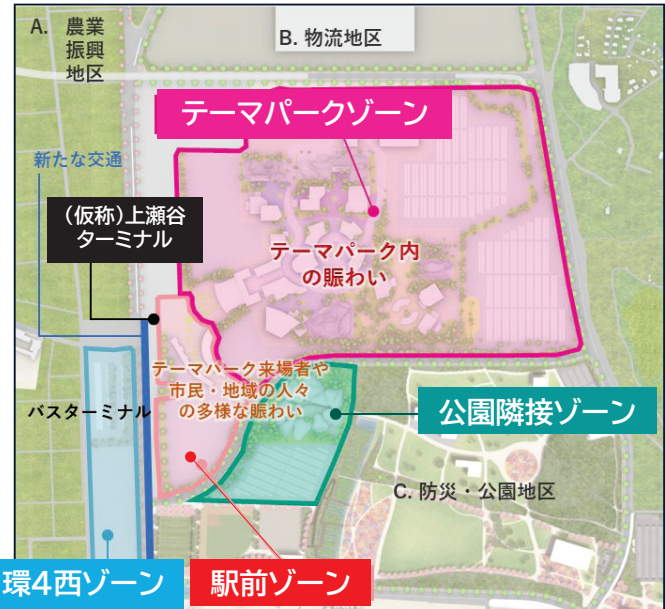
テーマパーク来街者および市民や地域の方々向けの商業施設を整備し、更なる賑わいを創出

## 公園隣接ゾーン 約65,500㎡

自然・人・社会が調和する新しいライフスタイルを提案する商業施設を導入

## 環4西ゾーン 約57,000㎡

空港や主要ターミナル駅等からのバス路線を受け止めるバスターミナル等を整備  
将来開発用地を確保し、テーマパーク開業時は暫定利用を検討



駐車場台数	約4,500台程度
駐輪台数	450台程度
開業時期	2030年代前半
事業期間	50年以上
総来街者数	開業時:年間1,200万人 段階的に年間1,500万人を目指す

# 地区全体の計画／交通アクセス

## 主な交通網

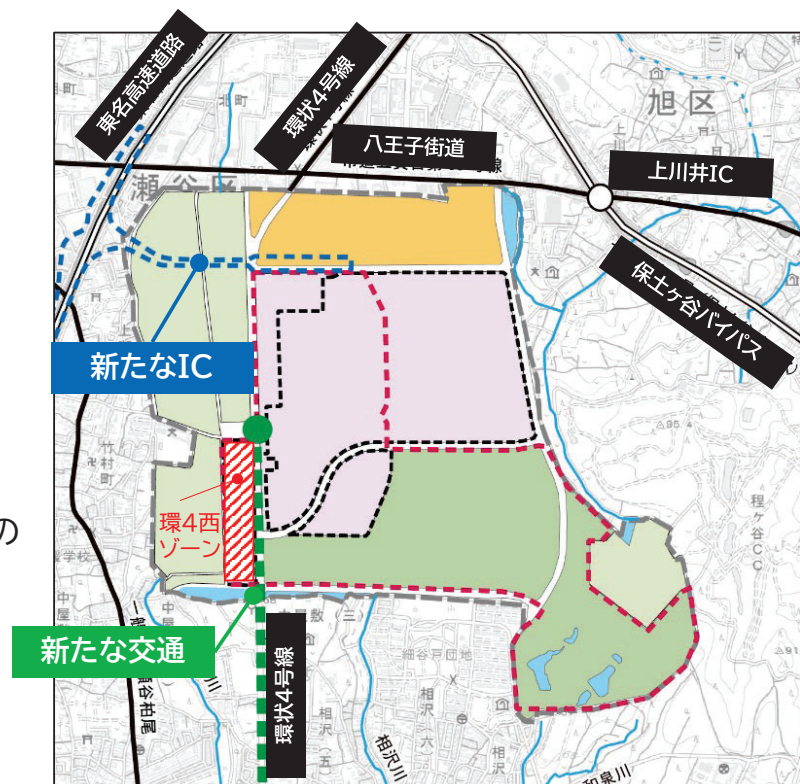
- ・ 環状4号線
- ・ 八王子街道(市道五貫目第33号線)

<今後横浜市により整備予定>

- ・ 上瀬谷地区と東名高速を結ぶ**新たなIC**
- ・ 上瀬谷地区と瀬谷駅を結ぶ**新たな交通**
- ・ 土地区画整理事業に伴う区域内道路

## 計画区域内

- ・ シャトルバス等を受け入れる**バスターミナル**の整備(環4西ゾーン)
- ・ 適切な規模の駐車場の整備

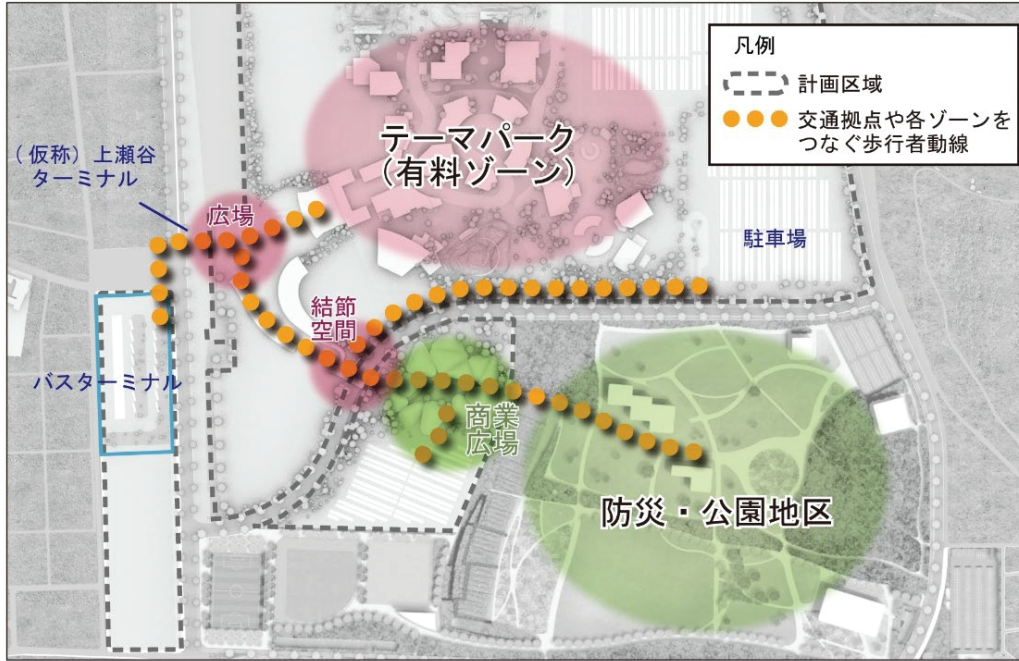


オープンスペースの整備

- ・ テーマパーク来街者以外も憩い楽しめるまちとして一体的な賑わい創出のため、**オープンスペース(無料ゾーン)**による**誰もが歩いて楽しめる居心地のよい歩行空間の創出**を目指す

ウォーカブル空間の創出

- ・ 交通拠点((仮称)上瀬谷ターミナル)と各ゾーンを**歩車分離された歩行者動線**でつなぐことで**ウォーカブルな空間の創出**を目指す



地区全体の計画／グリーンインフラの活用

持続可能なグリーン社会の実現とグリーンインフラの活用

- ・ 上瀬谷の持つ多様なポテンシャルと自然を基盤とした解決策の掛け合わせにより、**環境と経済が両立したグリーン社会の実現**を目指す

上瀬谷のポテンシャルを活かした持続可能なグリーン社会の実現イメージ

- 環境と経済が両立した持続可能なグリーン社会の実現
- 環境共生型の新たなライフスタイルと価値の創造

GREEN×EXPO2027の理念継承  
自然・みどりの力を活かしたグリーンインフラ・最先端GXの実装

上瀬谷の持つ  
多様なポテンシャル・地域資源



自然を基盤とした解決策  
Nature-based Solutions (NbS)

持続可能なまちづくりに向けたグリーンインフラの取組(案)

みどりを活かした  
上瀬谷ブランドの発信

- ・ 既存環境やソフト、ハード両面でのGREEN×EXPO2027の理念の継承
- ・ 農業振興地区と連携した収穫物活用

環境共生・GXの積極的な実践

- ・ みどりと水と風を意識した環境創造や雨水の流出抑制と有効活用
- ・ 緑被率向上、緑陰形成、環境配慮型舗装によるヒートアイランド現象緩和

新技術で実現するみどりの  
新しい価値の創造

- ・ ICTを活用した環境情報の蓄積、樹木や施設の維持管理

■ 未来をつくるGXの実証・実装

- GREEN×EXPO 2027の理念の継承し、本事業のまちづくりでの実装を通じたグリーン社会の実現の世界への発信

気候変動や生物多様性の損失といった地球規模の課題解決に向けて、自然の力を活用した解決策の提案

■ 再生可能エネルギーの活用・エネルギーの効率利用

- 可能な限り再生可能エネルギーの発電設備を検討
- エネルギーの最適制御等による、社会全体での再生可能エネルギーの有効利用の検討

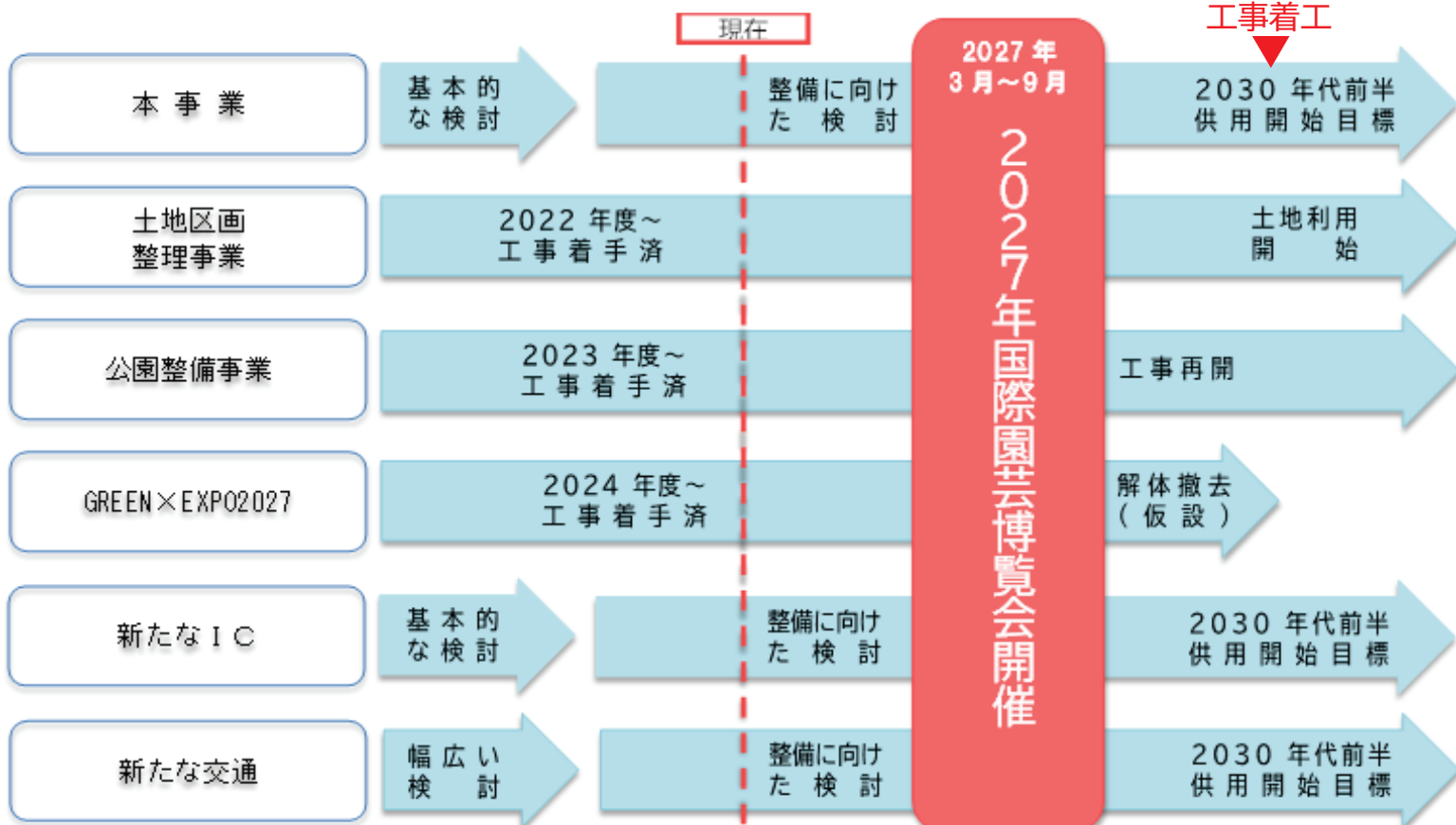
■ 災害時におけるエネルギー供給の継続

- 非常用発電機の導入等による大規模災害時のレジリエントなエネルギー供給システムの構築

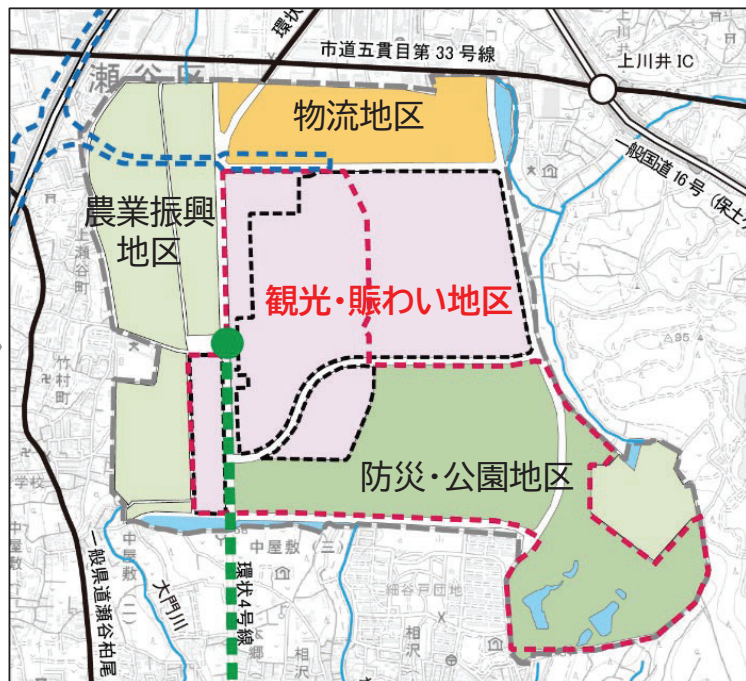
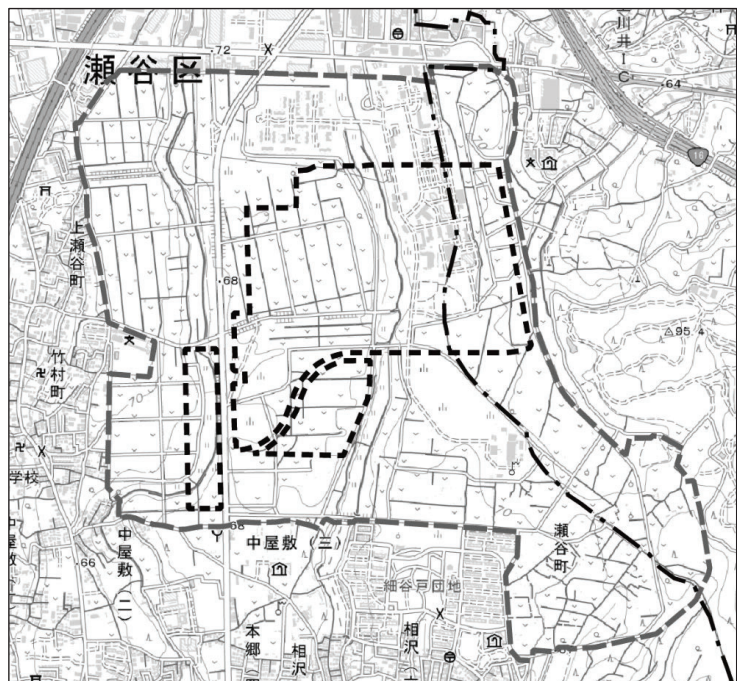
本事業に関連する事業

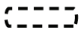




■ 本事業および関連事業のスケジュール

2028年(令和10年)以降の  
工事着工

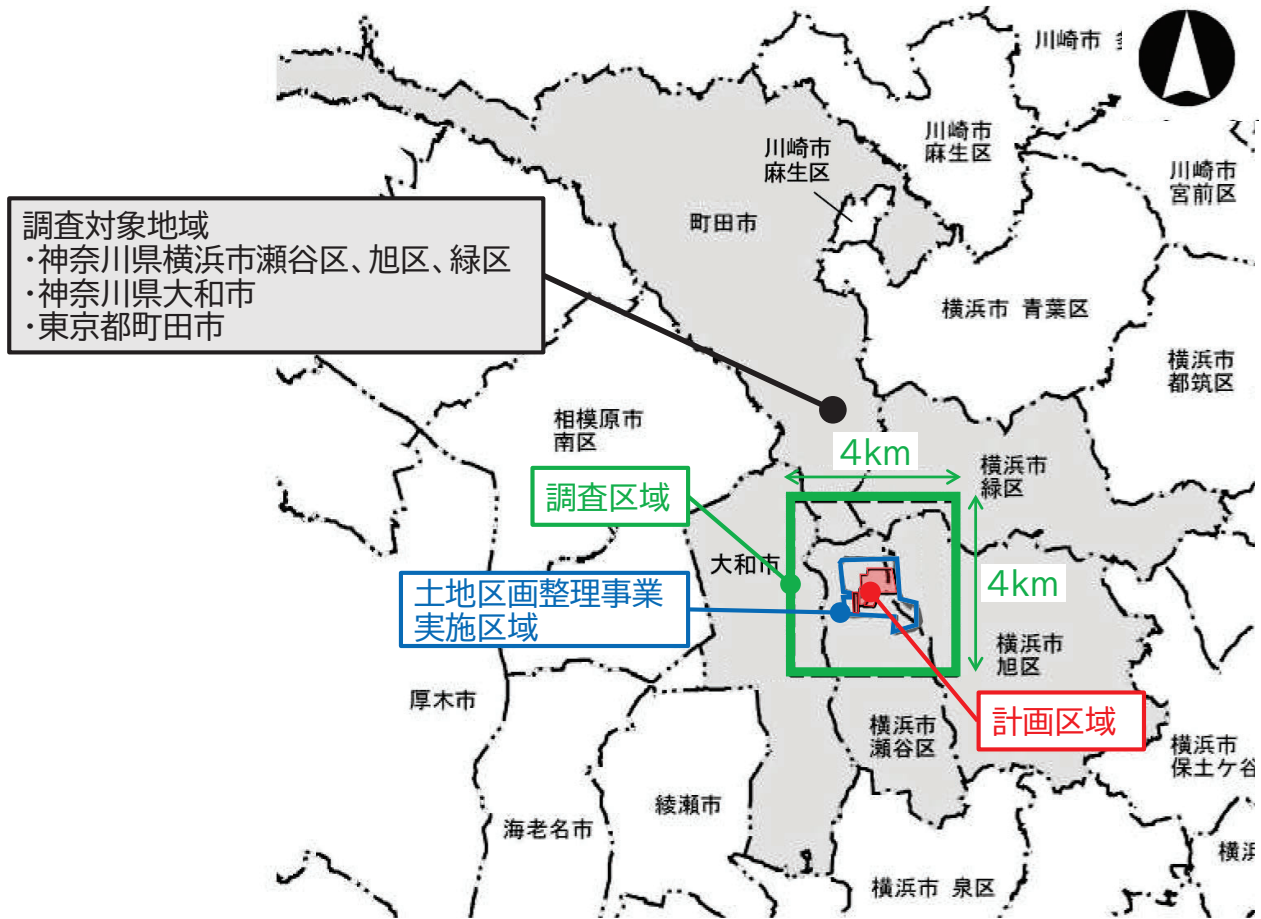


区画整理事業および周辺インフラ事業

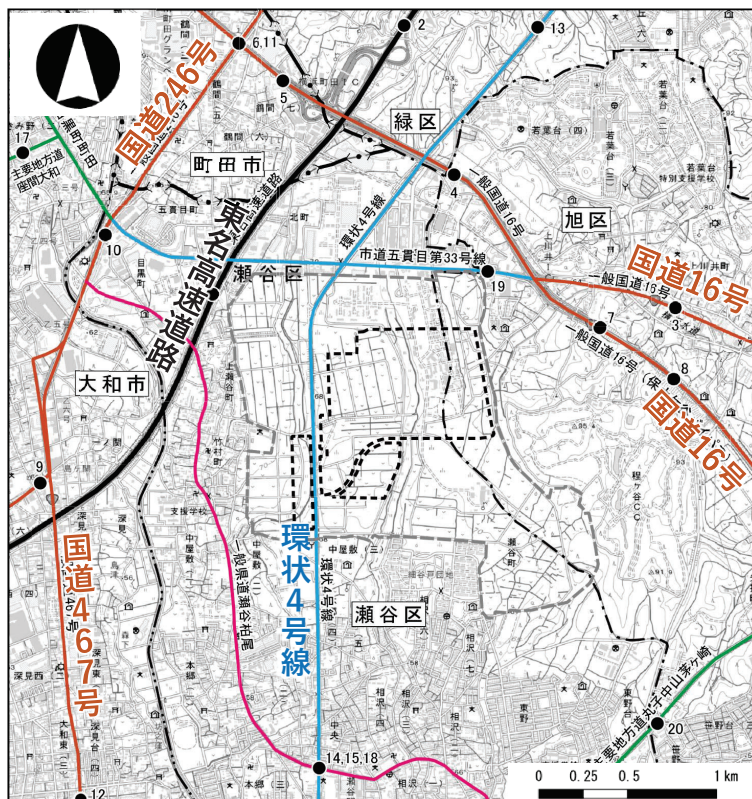


-  本事業の計画区域
-  土地区画整理事業実施区域
-  GREEN x EXPO2027 事業実施区域
-  新たな交通
-  新たなIC実施区域

## 2. 地域の概況及び地域特性



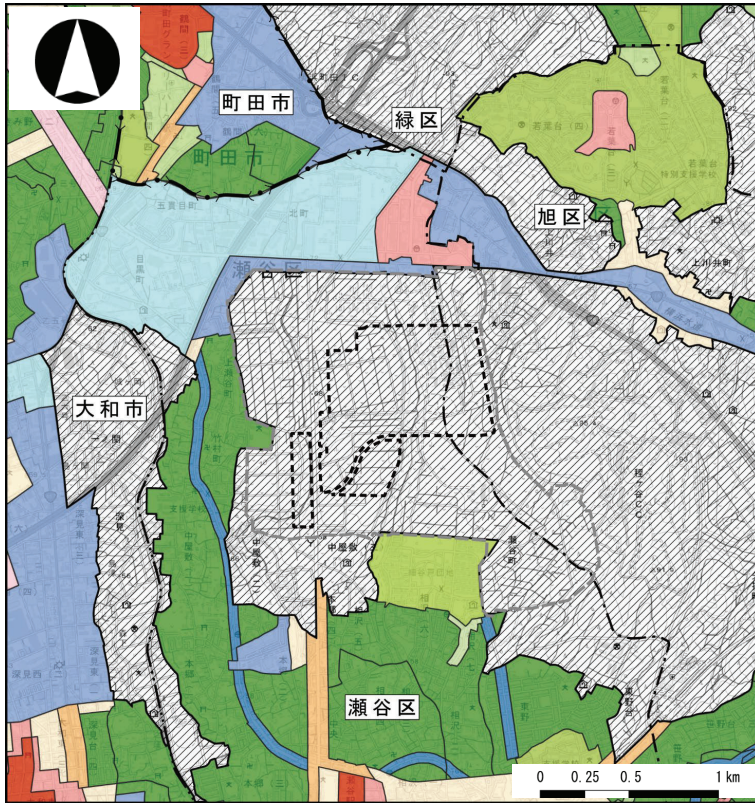
主要道路網の状況



- 計画区域の周辺には環状4号線が南北に通っている。
- 計画区域の北側に市道五貫目第33号線(八王子街道)、西側から南側にかけて一般県道瀬谷柏尾が通っている。
- なお、計画区域及びその周辺では、土地区画整理事業において、環状4号線の拡幅整備や環状4号線を補完する地区内幹線街路を整備する計画である。

凡例

- 計画区域
- 土地区画整理事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 高速自動車国道
- 一般国道
- 県道(主要地方道)
- 県道(一般県道)
- 市道(指定市の一般市道)
- 交通量調査地点

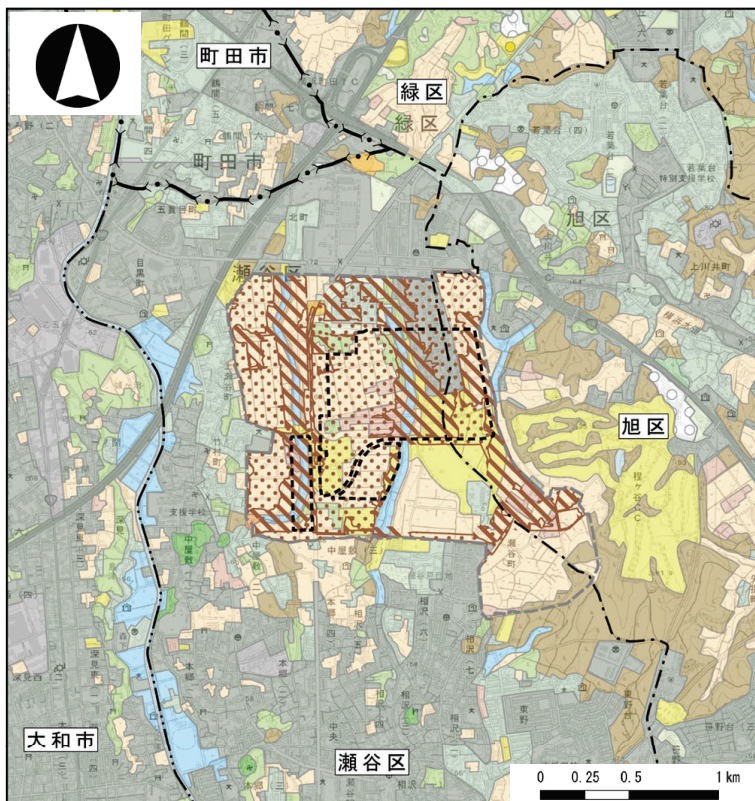


- 計画区域は、現在は市街化調整区域に指定されているが、今後必要に応じて見直すことが検討されている。
- 周辺は、準工業地域、近隣商業地域及び工業地域のほか、西側は第1種低層住居専用地域、南側は第1種中高層住居専用地域に指定されている。

凡例

- 計画区域
- 土地区画整理事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 第1種低層住居専用地域
- 第2種低層住居専用地域
- 第1種中高層住居専用地域
- 第2種中高層住居専用地域
- 第1種住居地域
- 第2種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 市街化調整区域

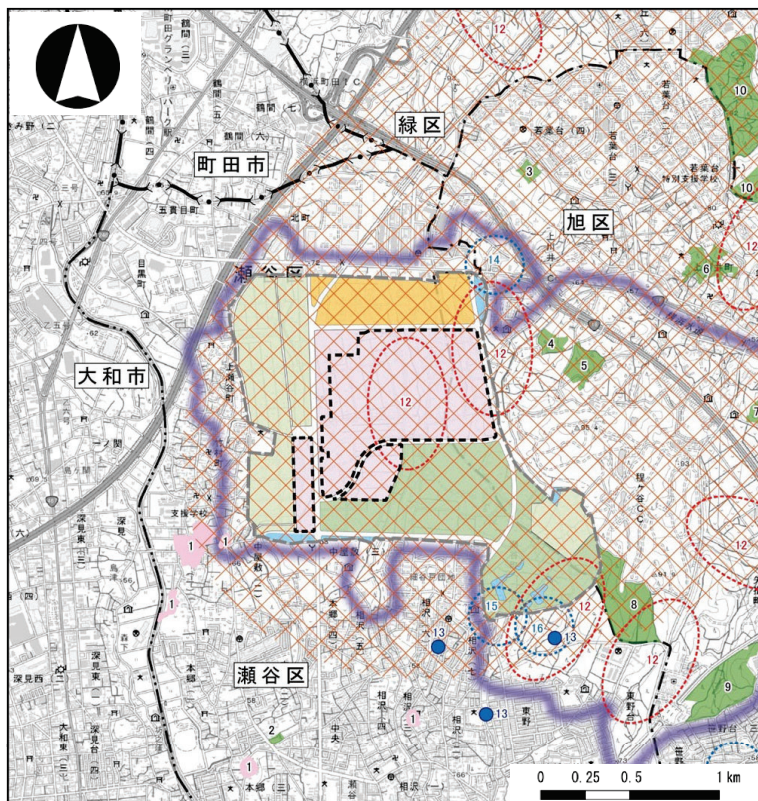
現在植生の状況



- 計画区域及びその周辺の現存植生は、主に**畑雑草群落、市街地、緑の多い住宅地**の他に、小規模な範囲でクヌギ-コナラ群集等が分布している。
- 植生は**土地区画整理事業により**改変される計画だが、防災・公園地区等では保全対象種に適した環境の創出・保全が計画されている。

凡例

- 計画区域
- 土地区画整理事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- シラカシ群集
- シラカシ屋敷林
- コナラ群落 (VII)
- クヌギ-コナラ群集
- 低木群落
- チガヤ-ススキ群落
- スギ・ヒノキ・サワラ植林
- 水田雑草群集
- 市街地
- 緑の多い住宅地
- 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
- 工場地帯
- 造成地
- 開放水域
- 竹林
- ゴルフ場・芝地
- 牧草地
- 路傍・空地雑草群集
- 果樹園
- 常緑果樹園
- 畑雑草群集
- 盛土
- 切土

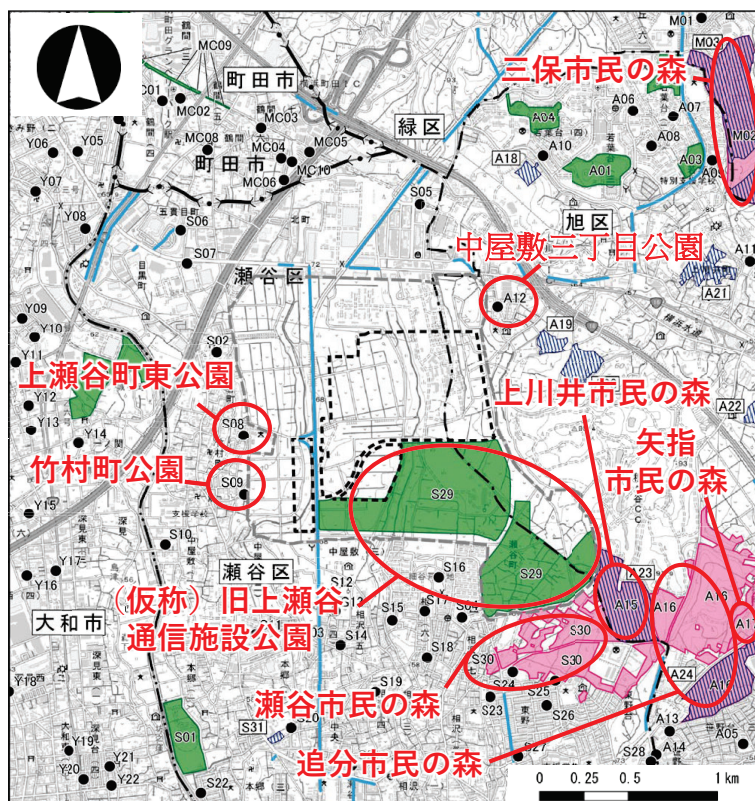


- 計画区域内には、生物多様性保全上重要な里地里山が分布しており、**ホタル生息確認地域**が存在している。
- これらは**土地区画整理事業**により**改変**される計画であるが、防災・公園地区等では保全対象種に適した環境の創出・保全が計画されている。

凡例

- 計画区域
- 土地区画整理事業実施区域
- 都県界 --- 市界 --- 区界
- 自然植生 植生自然度 9
- 特別緑地保全地区
- 生物多様性保全上重要な里地里山
- ホタル生息確認地域
- 湧水的位置
- トンボ池等主なエコアップスポット (点のピオトープ)
- 農業振興地区
- 観光・賑わい地区
- 道路
- 調整池 (地上式)
- 物流地区
- 防災・公園地区
- 緑の10大拠点

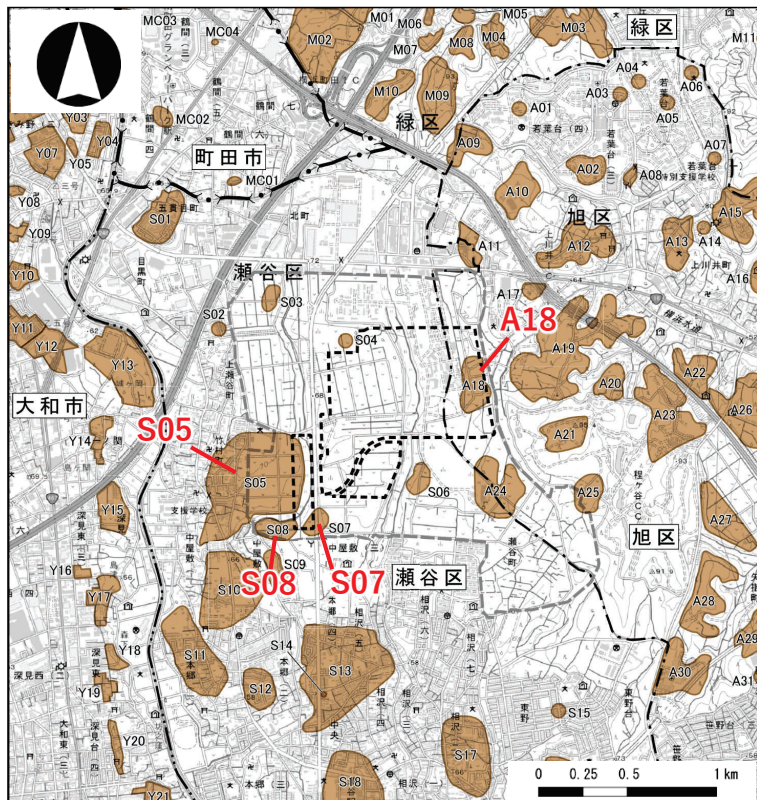
公共施設等の状況(公園・緑地等)



- 計画区域周辺には、「上瀬谷町東公園」、「竹村町公園」、「中屋敷三丁目公園」等があり、計画区域の南東では、「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園」が整備中である。
- 調査区域内には「緑の環境をつくり育てる条例」に基づき指定された市民の森が5箇所存在する。

凡例

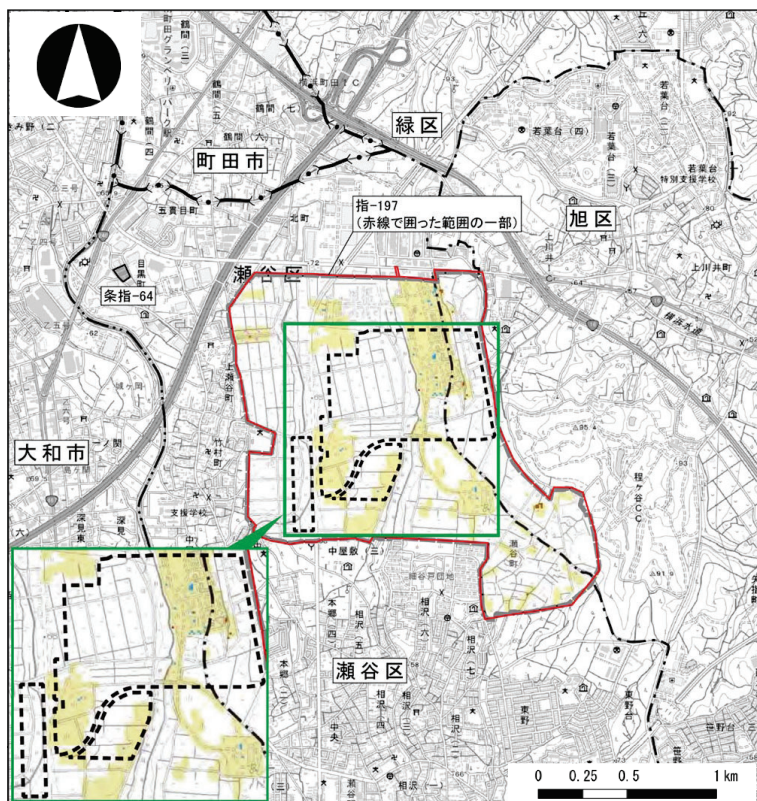
- 計画区域
- 土地区画整理事業実施区域
- 都県界 --- 市界 --- 区界
- 公園・緑地等
- [S01] 特別緑地保全地区
- 市民の森
- 街路樹



計画区域内には、S05、S07、S08、A18の埋蔵文化財包蔵地がある。

凡例

- 計画区域
- 土地区画整理事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 埋蔵文化財包蔵地



- 土地区画整理事業実施前の令和元年度及び令和3年度～4年度に上瀬谷地区において防衛省による土壌汚染調査が行われており、一部区画において土壌の汚染が確認されている。
- これらは土地区画整理事業にて掘削除去が行われており、本事業供用時には除去が完了する予定。

凡例

- 計画区域
- 土地区画整理事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 国有地内における土壌調査範囲
- 形質変更時要届出区域
- 条例形質変更時要届出区域
- 鉛（溶出量）基準点超過地点
- 鉛（含有量）基準点超過地点
- 鉛（溶出量及び含有量）基準点超過地点
- ひ素（溶出量）基準点調査地点
- ぶつ素（溶出量）基準点超過地点

### 3. 計画段階配慮の内容

#### 計画段階配慮の内容

##### 【基本的な配慮事項】

横浜市環境配慮指針 「運動施設、レクリエーション施設等の建設」に関する配慮事項		選定
(1)	計画地の選定や施設配置等の検討に当たっては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を少なくする。「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、生物の生息・生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある農地・樹林地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避ける。また、脱炭素化の実現に向けて、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出抑制を事業のあらゆる場面で実施するように計画段階から検討する。	○
(2)	計画地及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、環境資源等の現況把握を行う。	○
(3)	工事計画の策定に当たっては、計画段階から安全な工法や工程等を検討し、市民への情報提供に努める。	○
(4)	環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守する。	○

【本事業に係る配慮事項】

横浜市環境配慮指針 「運動施設、レクリエーション施設等の建設」に関する配慮事項		選定
(5)	生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、雨水の浸透・貯留、ヒートアイランド現象の緩和、防災・減災、さらには人々が交流し活動する場など、多様な機能を持つグリーンインフラの保全、活用を図るとともに、雨水の有効利用などによる健全な水循環の創出に努める。	○
(6)	建物屋上や壁面、調整池などの工作物、敷地の緑化を図り、生物の生息・生育環境の確保に努める。緑化に際しては、郷土種中心の多様な植物の植栽や、表土の保全・活用など、生物多様性の保全と創造に努める。	○
(7)	高性能な省エネルギー型機器の導入などによりエネルギー使用の合理化を図る。また、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーや、廃熱の有効利用などの未利用エネルギーの積極的な活用に努める。	○
(8)	使用する電気は低炭素電気を選択するよう努めるとともに、建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図る。	○

【本事業に係る配慮事項】

横浜市環境配慮指針 「運動施設、レクリエーション施設等の建設」に関する配慮事項		選定
(9)	微気候に配慮し、人工排熱の抑制、緑化、保水性舗装や遮熱性舗装等の採用、風通しのためのオープンスペースの確保、緑陰や日除け等を活用した日射の低減などにより、ヒートアイランド現象の抑制及び暑熱環境への適応に努める。	○
(10)	街の個性や街並みの特徴を把握し、建物外観の色彩や材質、建物の形態・高さ等について、周辺建物との連続性や後背地との調和を図る。	○
(11)	駐車場整備に当たっては、充電器等のインフラ整備に努めるとともに、配置等については極力交通集中の回避や、歩行者の安全及び利便性に配慮する。	○
(12)	光害や騒音等の影響を少なくする。	○
(13)	地域の住民に親しまれた施設の移転、文化財の消滅・移転及び地域の交通経路の分断を避ける。	○
(14)	雨水浸透施設の設置や緑化、湧き水の保全により地下水の涵養を図る。	○
(15)	廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用を図る。また、工作物の長寿命化に努める。	○

## 【基本的な配慮事項】

## (1)－1

計画地の選定や施設配置等に係る周辺環境への影響の低減

## 【配慮の内容】

本事業は、

- 土地区画整理事業
- 公園整備事業
- GREEN×EXPO 2027
- 新たなIC
- 新たな交通

の関連事業と連携し、計画区域周辺の景観を活かしつつ、主要施設の配置を検討します。

## 【基本的な配慮事項】

## (1)－2

生物の生息生育環境の保全や景観機能等を考慮した分断・改変の回避

## 【配慮の内容】

「生物多様性横浜行動計画」や「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画デザインノート」等に基づき、テーマパークゾーンの外周部に設ける植栽帯や、

駅前ゾーン、公園隣接ゾーンにおいて、隣接する防災・公園地区等の自然環境との連続性を考慮し、まとまりやつながりのある緑地空間を検討します。

## 【基本的な配慮事項】

## (1)－3

## 温室効果ガスの排出抑制の検討

## 【配慮の内容】

- ・「横浜市地球温暖化対策実行計画」に掲げられている「2050年までに温室効果ガス排出ゼロを達成し、持続可能な大都市の実現」に向けて、計画区域が位置する上瀬谷は、重点取組である「脱炭素に対応したまちづくり」の1つとして位置づけられています。
- ・本事業では、環境と経済が両立した持続可能なグリーン社会を目指し、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等を踏まえながら、「GREEN×EXPO 2027」で実証される最先端のGX技術の継承や、再生可能エネルギーの活用、エネルギーマネジメントシステムの構築によるエネルギーの効率利用等を計画段階から検討することにより、温室効果ガス排出の抑制に資するよう配慮した計画を目指します。

## 【基本的な配慮事項】

## (1)－4

## その他環境配慮

## 【配慮の内容】

- (1)－1～3に加え、
- ・ 横浜市中期計画2022～2025(令和4年12月)
  - ・ 横浜市水と緑の基本計画(平成28年6月)
  - ・ 横浜市都市計画マスタープラン瀬谷区プラン(平成29年3月)
  - ・ 横浜市都市計画マスタープラン旭区プラン(平成30年11月)
  - ・ 横浜市環境管理計画(平成30年11月)
- 等の上位・関連計画に基づき、環境への配慮を行います。

## 【基本的な配慮事項】

(2)  
環境資源等の現況把握

## 【配慮の内容】

計画段階配慮書の作成を通じて計画区域周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、現況の把握に努めました。

## 【基本的な配慮事項】

(3)  
安全な工法や工程等の検討、市民への情報提供

## 【配慮の内容】

- 工事計画の策定に当たっては、安全な工法や工程を採用し、市民への情報提供に努めます。
- 日曜日・祝日の工事は原則として行わない予定です。
- 「公園整備事業」、「新たなIC」および「新たな交通」の今後の動向を踏まえ、工事期間が重複する場合にはこれらの関連事業と調整して工事の平準化を図るなど、工事による環境負荷低減に向けた対策を検討します。

## 【基本的な配慮事項】

## (4)

環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等の遵守

## 【配慮の内容】

- 本事業では、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画デザインノート」等に基づき、**自然環境がもたらす多様な機能を活かすみどりの環境形成**を行うよう努めます。
- 「土地区画整理事業」を実施する中で、土地の造成等により形質変更を行う範囲において、土壤汚染対策法に基づく適切な対策が講じられる予定です。そのため、本事業に着手する時点では、**計画区域には汚染土壌が存在しない前提**としています。
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、生物多様性基本法、地球温暖化対策の推進に関する法律等、環境負荷の低減や水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守した計画とし、周辺環境に配慮します。

## 計画段階配慮の内容

## 【本事業に係る配慮事項】

## (5)

多様な機能を持つグリーンインフラの保全、活用や  
雨水の有効利用などによる健全な水循環の創出

## 【配慮の内容】

- 本事業では環境と経済が両立した持続可能なグリーン社会の実現を目指し、各ゾーンにおいてそれぞれの施設特性を考慮した上で、**緑化による良好な景観形成や雨水の流出抑制と有効活用**(レインガーデン、バイオスウェル、路盤碎石貯留等)、**緑被率向上や緑陰形成、環境配慮型舗装によるヒートアイランド現象の緩和、防災・減災、水循環の創出**に向けた検討を進めます。
- テーマパークゾーンの外周部には**一定の幅を持つ植栽帯**を整備し、連続的な生物の生息・生育の場としての機能確保、地域の生物多様性のネットワーク維持保全への配慮やグリーンインフラ機能の導入を検討します。

## 【本事業に係る配慮事項】

(6)

工作物、敷地の緑化による生育・生息環境の確保および  
生物多様性の保全と創造

## 【配慮の内容】

- 各ゾーンの敷地や建物屋上等については、それぞれの施設特性を考慮した上で緑化を図るとともに、樹種の選定にあたっては、防災・公園地区で整備される樹種の採用を検討することで、地域として一体的な生息・生育環境の確保に努めます。
- 「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画デザインノート」に基づき、敷地外周部は道路空間と一体となったみどりの空間を形成することにより、生物の連続した生息・生育環境の確保に努めます。

## 【本事業に係る配慮事項】

(7)

エネルギー使用の合理化や、  
再生可能エネルギー、未利用エネルギーの積極的な活用

## 【配慮の内容】

建物や照明等に省エネルギー型機器の導入を検討するとともに、太陽光等の再生可能エネルギーの導入を検討します。

## 【本事業に係る配慮事項】

(8)  
低炭素電気の選択、建築資材等のグリーン購入

## 【配慮の内容】

本事業で使用する電力については、CO2排出係数の低い電力の使用を検討していくとともに、建築資材や設備の確保については、グリーン購入を図ります。

## 【本事業に係る配慮事項】

(9)  
微気候に配慮した、  
ヒートアイランド現象の抑制及び暑熱環境への適応

## 【配慮の内容】

各ゾーンにおいて、それぞれの施設特性や人流を考慮した上で、オープンスペースの確保や、緑陰を効果的に形成させる樹木の適切な配植、建物における断熱素材の利用や屋上緑化等により、ヒートアイランド現象の抑制及び暑熱環境への適応に配慮した施設計画を検討します。

## 【本事業に係る配慮事項】

(10)

建物外観の周辺建物との連続性や後背地との調和

## 【配慮の内容】

- 建物外観の色彩や材質、建物の形態・高さ等は、「横浜市景観計画」、「横浜市景観ビジョン」等の横浜市のまちづくり方針を踏まえ、風景との調和を重視して検討します。
- 「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画デザインノート」に基づき、記憶に残る景観の創出を図りながら、他地区からの景観に配慮した建築物、外構等を検討します。

## 【本事業に係る配慮事項】

(11)ー1

駐車場整備における充電器等のインフラ整備

## 【配慮の内容】

駐車場内には、電気自動車の普及状況等を踏まえた上で適切な台数の充電器等のインフラ整備を検討します。

## 【本事業に係る配慮事項】

## (11)ー2

## 交通集中の回避、歩行者の安全及び利便性への配慮

## 【配慮の内容】

- 多くの来街者が特定の時間に集中することが見込まれるテーマパークの施設特性を十分に留意の上、広域交通など多方面からの交通を分散させるよう、**駐車場や出入口の適切な配置**に努めるとともに、敷地内へスムーズにアクセスできるための**立体接続路等の整備**によって、周辺交通への影響の最小化とあわせて歩行者の安全等も確保します。
- 関係車両の駐車場等への出入りについては、施設案内等による施設利用者への周知により、歩行者の安全及び利便性に配慮し、施設利用者に対しては、施設供用後の案内看板やパンフレット等で**公共交通機関の利用を呼びかけ**、極力交通集中の回避に配慮するように検討します。

## 【本事業に係る配慮事項】

## (12)

## 光害、騒音等の影響の低減

## 【配慮の内容】

- 光害対策として、「光害対策ガイドライン(環境省)」等を踏まえ、周辺への影響を最小限に抑える措置を検討します。
- 工事中の騒音・振動対策として、**建設機械及び工事用車両の集中を回避**した工程や、**低騒音型・低振動型の建設機械**の積極的な導入等の、騒音振動低減に努めます。
- 供用後の騒音・振動対策としては、**関係車両の集中を回避した分散誘導**等による騒音・振動の低減に努めます。

## 【本事業に係る配慮事項】

(13)

地域に親しまれた施設の移転、文化財の消滅、地域の分断の回避

## 【配慮の内容】

- 本事業による史跡・文化財、地域の住民に親しまれた施設の消滅・移転はありません。
- 既存文献によると、計画区域内には埋蔵文化財包蔵地が存在するため、関係機関と協議のうえ、文化財保護法に基づき必要な手続・措置を講じます。

## 【本事業に係る配慮事項】

(14)

地下水の涵養

## 【配慮の内容】

本事業では、環境と経済が両立した持続可能なグリーン社会の実現を目指し、テーマパークゾーンを中心に雨水浸透施設の設置や積極的な緑化による地下水涵養機能の保全を検討します。

## 【本事業に係る配慮事項】

(15)

廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用、工作物の長寿命化

## 【配慮の内容】

- 本事業では、コンクリート廃材などの**建設廃棄物の発生抑制、減量化及び仮施設におけるリース対応等**により、資源の循環的な利用に努めます。なお、再使用、再生利用できないものについては、適正に処理します。
- 「建設工事から生ずる廃棄物の処理の手引き」に準じ、工事中においては、**廃棄物の分別徹底や建設汚泥の適正な処理・処分、再使用及び再生利用の促進**を図るとともに、**木材代替型枠やリサイクル材等のエコマテリアルの積極的な活用**を検討します。
- 建設発生土は、場内再利用に努めます。
- 供用後においては、**入居テナント等に対して廃棄物の発生抑制や分別排出、再使用及び再生利用の徹底**を促していきます。

46

ご清聴ありがとうございました